

BLUE+AKITA 会則

(名称)

第1条 本会は、BLUE+AKITA（ブルータスアキタ）と称する。

(目的)

第2条 本会は、ブラウブリッツ秋田の勝利と発展を目指して、ブラウブリッツ秋田を愛する者が一致団結して応援し、併せてスポーツに親しむ文化の醸成とサポーターの親睦をはかることを目的とする。

(理念・あり方)

第3条 本会は、自他チームに対してリスペクトを持ち、チームに寄り添い常に共にある熱く、時に暖かく、なにより楽しい応援を目指す。また、BLUE+AKITA、さらにはブラウブリッツ秋田の一員であることに自覚を持ち行動する。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) ブラウブリッツ秋田の試合における応援活動
- (2) ブラウブリッツ秋田および、そのファン・サポーターを支援する活動
- (3) 会員相互の親睦をはかる活動
- (4) その他本会の目的を達成するために必要とする活動

(会員)

第5条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する個人とし、正会員と、大学生以下からなる学生会員で構成される。

(入会および退会)

第6条 本会における入会および退会は次のように定める。

- (1) 本会の目的に賛同し入会を希望する者は、所定の会費を納入することにより入会できる。
- (2) 会員は本人も申し出により、退会することができる
- (3) 本会は今期末までに会費を支払わなかった者、本会の目的に反する行為をした者、もしくは本会の名誉を傷つけた者を、総会または役員会の決議により退会させることができる。

(会費)

第7条 会費については次のように定める。

- (1) 入会の際または4月末までに納入しなければならない。
- (2) 納入は原則手渡しによるものとする。
- (3) 正会員は1,000円、大学生以下の学生会員は100円とする。
- (4) 退会時には会費の返還は行わない。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置き、本会の会員より選出する。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 事務長 | 1名 |
| (3) 会計長 | 1名 |
| (4) コールリーダー | 若干名 |
| (5) 各支部代表 | 1名ずつ |

(役員を選出)

第9条 役員を選出は次のとおり行う。

- (1) 代表は総会または役員会において選出する。
- (2) 事務長は代表が選出する。
- (3) 会計長は代表が選出する。
- (4) コールリーダーは代表の選出または、立候補により選出する。
- (5) 支部代表は本会の支部から各1名を総会または役員会において選出する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次の通りである。

- (1) 代表は本会を代表する。
- (2) 事務はクラブとの連絡やその他の事務作業を行う。
- (3) 会計は本会の経費を管理・処理する。
- (4) コールリーダーは本会の応援活動を統括し、指揮統率を行う。
- (5) 支部代表は支部会員から意見を吸い上げたり、連絡事項を共有したりと、支部の活動を統括する。また、代表を補佐し、代表不在となる場合には支部代表が代表を代行する。

(支部)

第11条 本会は、総会または役員会の決議により支部を設置または廃止することができる。

- (2) 本会の会員は支部に所属することができる。ただし、複数の支部に同時に所属する

ことはできない。

- (3) 各支部は年1回、支部に所属する本会の会員の名簿を提出する。
- (4) 各支部は所属する正会員の中から支部代表を1名選出する。
- (5) 本会の会員は会費の納入を会員が所属する支部を通じて行うことができる。

(部門)

第12条 本会は、2つの部門に大別されすべての会員が各部門に所属し、各部門から代表を1名、各部署から1名ずつ選出する。

(1) 応援活動部門

- ① リード：試合での応援活動において指揮統率をするほか、チャントの作成などの応援活動を統括する
- ② リズム：試合での太鼓やドラムを使った応援活動を行う
- ③ フラッグ：ビッグフラッグやパイプフラッグを統率する
- ④ 横断幕：チームや選手の横断幕の作成・管理を行う

(2) 事務部門

- ① 事務：クラブとの連絡やその他事務作業を行う
- ② 会計：会費や経費の管理・処理を行う
- ③ 広報：ホームページやSNS、YouTubeなどの運営を行う

(会議)

第13条 代表は総会・役員会を招集できる。

- (2) 総会および役員会の議長は代表または代表が任命した者が務める。
- (3) 総会には、本会の役員のほか、代表が許可した者が参加できる。
- (4) 役員会には、本会の役員のほか、代表が許可した者が参加できる。
- (5) 総会および役員会においては、本会に関する重要事項の決議を行うことができる。
- (6) 本会の会員は総会における議決権を持つ。
- (7) 本会の役員は役員会における議決権を持つ。
- (8) 代表が必要と判断する場合には、役員によるメールや電話、オンライン会議での審議をもって役員会に代えることができる。

(会計)

第14条 本会の経費は、会員からの会費および寄付金、その他により賄う。

- (1) 会計年度は1月1日に始まり、12月31日までとする。
- (2) 会計は新年度の初回の総会において前年度の会計報告を行う。
- (3) 本会の経費の執行に際しては、代表が決裁を行う。

(細則)

第15条 本会則に定めるもののほか必要な細則は、総会または役員会の決議を経て代表が別に定める。

(会則)

第16条 本会則の改正を行う際は、総会の決議を必要とする。

附則 この会則は、平成 27 年 3 月 1 日より施工する。
令和 5 年 1 月 1 日改正